

過払い、金に触手

現場から

税・保険料 滞納に悩む行政

「借金の支払いは終わっており、取り戻せる金利があります」。消費者金融などに対する「過払い金」が知られるようになり、税金や保険料の滞納に悩む当局も注目し始めている。自治体のアドバースで過払い金を取り戻す人がある一方で、借り手の事情を無視して滞納分を税務署に「回収」された例もある。払いすぎた金利は誰のものか……。多重債務者の生活再建と両立するルールづくりが求められている。(山田佳奈、松浦新)

借り手無視、税務署「回収」

兵庫県芦屋市に住む50代の自営業男性の銀行口座に10月末、消費者金融から390万円の過払い金が振り込まれた。きっかけは約25万円の市民税の滞納だった。今春、その相談に訪れた市役所で「借金はありませんか」と聞かれたのだ。男性は消費者金融5社に借金があり、同市が消費者金融に過払い金の存在を確認。男性は弁護士に依頼して取り戻した。

過払い金は25年前から借金していた1社だけだったが、他の借金を整理して滞納税と弁護士費用を払っても約150万円が残りのようだ。男性は「金融機関のブラックリ

一方、宮城県気仙沼市の自動車整備会社社長(55)の場合は、事情が大きく異なる。今年2月、商工ローンから戻る過払い金約290万円を受け取る権利を税務署に差し押さえられた。国税約6

同時に生活再建を

00万円を滞納していたためだった。9年ほど前から借金があり、毎月の支払いは75

「過払金債権差押えマニュアル」の著書もある一宮市の滝康暢弁護士は、消費者金融に10年以上の借金がある420万人に50万円以上の過払い金があると試算する。「これまでに取り戻した人は『優等生』。多くは相談を待っているのは動かない」と、行政が差し押さえなどで動く意義を積極的に評価する。一方、過払い金問題を多く扱う東京都の内藤満弁護士は、「目先の国税収入確保などが優先すると、多重債務に逆戻りして滞納する心配もある」と指摘。弁護士に任せ、滞納の解消と生活の再建を並行して進めるべきだと立場だ。

過払い金 利息制限法が定める上限金利(借入額に応じて15~20%)を超える金利。刑事罰のない29.2%(出資法の上限金利)までは「グレーゾーン金利」と呼ばれ、消費者金融などが貸出金利としてきたが、06年1月の最高裁判決で(貸手側に)返還義務のある無効な金利」とされた。超過金利で返済した結果、借金の元本を超えて支払った部分が過払い金で、請求すれば返還される。消費者金融大手5社は返還のため、07年3月期に約1兆8千億円を引き当てた。

「借り手」本人の合意のうえで、過払い金を差し押さえた東京都三鷹市の取り組みもある。

同市が今春に差し押さえたのは、国民年金保険料を滞納していた人の過払い金。消費者金融数社から借り入れがあった。保険料を滞納してまで借金返済を優先した結果、知らないうちに過払い金という「財産」ができていた。

同市国民健康保険課は「借金は知られたくない秘密。聞き出すだけで大変だが、過払い金は本人の協力がなく金額もわからない。十分に理解してもらいながら進めてい

る」と説明する。自治体自身が回収する場合、弁護士費用もかかるが、難点は滞納額以上の財産を確保できない点だ。複数の借入先のうち一部の過払い金で滞納が解消できると、自治体はそれ以上求められない。後は、当事者が弁護士を依頼するなどして取り戻すことになる。

厚生労働省は07年度、国民健康保険料を滞納した人が過払い金を取り戻す弁護士費用の一部を補助するモデル事業を始め



愛知県一宮市が11月に開設した多重債務者のための相談室

る国税だからできることだ」と批判する。国税庁は「個別のケースは説明できない」と答えるが、「民間で過払い金の返還を求める訴訟が増えたことで金額の計算方法が明確になってきた」と(徴収課)と過払い金に注目していることは認める。近く、過払い金を取り立てる訴訟も起す方針だ。